

07 ここまでのまとめ

2 人材と「事業者」「労働者」概念

- * だいたい、次のような流れ
 - * 「事業者」と規定することで労働者を除外
 - ▶ 労働者の団結は独禁法に違反しない
 - * 事業者とされるところが労組法の「労働者」ともされる存在を公認（H23最判）
 - * そのような者は「事業者」であるから独禁法制定時の上記の目論見は崩壊（のはず）
 - * 別の法律に定められているほどの正当な行為であるから独禁法上も正当化理由あり

3

違反要件総論のまとめ

- * 事業者が
- * 行為
- * により次の弊害をもたらす
- * 弊害

- * 市場において反競争性があり
- * そのことに正当化理由がない

- * 次の場合について補足が必要

- * 「HC」 「他者排除」 「優濫」 「企業結合」

